

税の申告が始まります

書類の準備はお済みですか

もうすぐ町県民税兼国民健康保険税と所得税の申告が始まります。各種所得控除を受けようとする方は、領収書などの書類を準備してください。

▽社会保険料控除

自分や自分と生計を一緒にする家族の国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等、介護保険料などは、その全額を所得金額から控除することができます。ただし、年金から国民健康保険税などが天引きされている場合には、年金受給者本人以外の所得からは控除できません。

なお、国民年金保険料等については「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要となります。社会保険庁から送付された証明書と、国民年金保険料の領収書をご持参ください。また、1月中旬に「国民健康保

険年間納付額のお知らせ」をお送りしますので、合わせてお持ちください。

▽医療費控除

自分や家族のために支払った医療費のうち一定額を所得金額から控除することができます。領収書を医療機関ごと、人ごとに分けて整理してください。

▽生命保険料控除

生命保険料や個人年金保険料のうち一定額を所得金額から控除することができます。保険会社などから送付される控除証明書を忘れずに用意してください。

▽地震保険料控除

地震保険について支払った保険料や掛金のうち、一定額が所

得から控除できます。また、長期損害保険契約のうち、平成18年12月31日までに契約したもののについては、損害保険料控除が受けられます。保険会社などから発行される控除証明書をご持参ください。

▽住民税の住宅ローン控除

所得税の住宅ローン控除を受ける方で所得税から控除しきれない額がある場合は、その分を住民税から控除することができます。平成18年12月31日までに入居した方が対象となります。申請が必要になりますので、ご相談ください。なお、確定申告する方は申告の際に合わせて申請することができます。

▽申請期限 3月16日

◆**問い合わせ** 役場税務会計課 町民税担当 (☎82-3111 内線111) へどうぞ。

償却資産申告は2月2日までに

償却資産を所有する方は、毎年1月1日現在の所有状況を報告しなければなりません。対象となる資産は事業で使用する機械などで、土地や建物、車両などは対象外です。これまで申告があった方には申告書を送付していますが、申告書が届いていない方や初めて申告する方にはお送りしますので、ご連絡ください。

▷ **申告期限** 2月2日

※**税制改正により、償却資産の耐用年数が変わりましたのでご注意ください。**

◆**申告先・問い合わせ** 役場税務会計課資産税担当 (☎82-3111内線113) へ。

平成21年度町・県民税

簡易申告制度のご利用を

町・県民税の申告について、町では次の日程で簡易申告を受け付けます。該当すると思われる方には申告書を1月上旬にお送りしますので、必要書類と印鑑を持参し申告してください。なお、所得税を源泉徴収されている方は簡易申告できません。

◆**該当する人** 昨年1年間（平成20年1月1日から12月31日まで）の収入が次の場合です。

- ・給与だけの場合 給与収入の合計が93万円以下の人
- ・公的年金等だけの場合 65歳以上…年金収入の合計が148万円以下の人 65歳未満…年金収入の合計が98万円以下の人
- ・公的年金等と給与の場合 65歳以上…年金が120万円以下で給与が65万円以下の人 65歳未満…年金が70万円以下で給与が65万円以下の人

※年齢は平成21年1月1日現在です。税金の計算の対象になる年金には、遺族年金や遺族恩給、障害年金など

は含みません。

◆**受付日程** 下表のとおり

※簡易申告書を郵送で提出する場合には、2月2日までに役場税務会計課へお送りください。

所得の無い人なども申告が必要

昨年1年間まったく所得が無かった人や、所得が少なく所得税や町民税・県民税がかからない人でも▶国民健康保険税の税額の算定▶所得証明や課税証明などの交付▶町営住宅料や保育料、高額医療費の負担区分などの設定—のため簡易申告が必要です。なお、申告しなかった場合には国民健康保険税の軽減措置などを受けることができなくなります。

◆**問い合わせ** 役場税務会計課町民税担当 (☎82-3111 内線111) へどうぞ。

◆簡易申告の受付日程

期 日	場 所	時 間
1月29日(木)	豊間根生活改善センター	午前9時 ～午後3時
1月30日(金)	船越防災センター	
2月2日(月) ～3日(火)	役場町民ホール(1階)	